

平成 30 年 5 月 17 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16948

研究課題名(和文) 保険契約法の実体的・手続的解釈における刑事法学の導入

研究課題名(英文) Insurance law from the point of criminal law.

研究代表者

三宅 新 (MIYAKE, Hajime)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：30621461

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)： 保険契約について制裁的視点や抑止効果という点から検討を行なった。
まず、保険契約者側に対する制裁的視点である。現行法上、重大事由解除という法理が、遡及的にかつ因果関係の有無にかかわらず適用されることとなった。これは、現行保険法に制裁的視点が存在する徴表の一つといえる。
次に、保険者側からの検討も行なった。契約自体に生活等に対する期待が込められている場合、抑止効果という点から慰謝料請求が認められてもよいことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)： I examined insurance contracts from a viewpoint of sanctions and deterrent effects.

Sanctions against the policyholder side: in the current Japanese insurance law, the exemption by serious grounds has been introduced. This shows the characteristic from sanctions against policyholder side.

Sanctions against the insurance companies: for example, if policyholders expect something other than intent of contracts and the insurance company easily could understand that, recovery of damages for mental suffering can be accepted for the reason of deterrent effects.

研究分野：商法

キーワード：保険法 商法 重大事由解除 特別解約権

1. 研究開始当初の背景

(1) 近年、テロ行為等の犯罪が多く報道されるようになってきた。それに対して保険契約は、保険金殺人などきわめて単純な免責事例を除いてあまり注目を集めることがなかった。しかし、そのような明確な免責事由には触れないが、公益上保険金を支払うことが躊躇されるような場合、そのような刑事法上の視点を保険契約の解釈にどこまで取り込むことが認められるかについては、あまり争われてこなかった。

(2) わが国では、保険法が商法から独立した法律として現代化を経てから数年経ち、裁判例も蓄積されるなど、新たな課題が見つかるようになってきた。とりわけ、重大事由解除という法制度は、保険金詐欺や保険金殺人など犯罪を前提とした規律であり、くわえて包括条項によってそれに相当する信頼破壊行為が免責とされているが、そこに刑事法上の視点を入れるか否かは、あまり明確ではなかった。本研究は、このような刑事法上の視点を契約解釈に取り込むことの可否を明らかにしようとするものである。

2. 研究の目的

(1) 一定の犯罪行為がされる免責条項について、どの程度まで反社会性や刑罰法規該当性が存在すれば免責されるか、といった問題提起に対して言葉で表現される基準を明らかにすることである。

(2) 具体的には、被保険者が刑罰法規に抵触するような行為をした際、約款や保険法における免責条項にその違反をどの程度反映してよいか等である。

3. 研究の方法

(1) 第一に、日本の法制史的な視点である。わが国の保険に関する立法は、ロエスレルが起草した草案を基にしていることはよく知られているが、どのような経緯を経て様々な免責条項が規律されたかは、実はあまり明らかになっていない。この経緯を様々な文献から明らかにするという方法である。

(2) 第二に、比較法的考察である。その中でも、ドイツとアメリカに関する比較から、解釈を導いていく。ドイツの場合、わが国が継受した重大事由解除という法理が存在する。しかし、わが国が継受した当時の当該法理と現在のそれとは、相応に変化している可能性があり、その点を明らかにする。アメリカの場合、懲罰的賠償という概念がある。そこには不法行為の抑止という観点があるところ、わが国の保険契約等で全くその余地はないのかを現実的な観点から明らかにする。

4. 研究成果

(1) 日本の保険契約に関する法令は、明治32年制定の商法が法源となってきた。しかし、内容がおよそ現代の実務にそぐわないということで、平成20年に保険法が商法から独立した単行法として成立した。それでは、100年以上にわたってこのような古い規律が利用されてきたかという点、そのようなことはなく、約款による当事者の合意が重要な役割を担ってきた。

その中でも、犯罪免責条項を生命保険（死亡保険）から撤廃する約款実務や、重大事由解除とそれによる免責という約款の存在が重要な位置付けを占め、それは平成20年保険法によって法令上も明確になった。さらに、近年の飲酒運転に対する厳罰化を受けて、自動車保険契約における車両保険につき、酒酔い運転免責条項から酒気帯び運転免責条項という、より刑事罰の軽い触法内容につき、免責を導入する約款と変わっていった。

このような歴史的変遷は、従来研究対象となってきたとはいいが、刑事罰との視点から研究されることは多くはなかった。とりわけ、犯罪免責条項については、どのような経緯で明治32年商法に導入されたかにつき、先行研究が全くといってよいほど存在しなかった。

本研究では、犯罪免責条項が元々は自業自得といえるような犯罪について免責させるという内容であり、決して他人の生命を危険に晒して結果として被保険者自身も死亡するという場合にも適用されるものではないことを明らかにした。

(2) また、ドイツの法理を継受した重大事由解除という概念は、そもそも継続的契約関係において、信頼破壊をされた側が契約関係から解放されるという理念に基づいた将来効を伴う法理であることも明らかにした。そのため、本来は重大事由解除によって免責という効果が伴うというのは必然とはいえない。実際に、日本が重大事由解除及びそれに伴う遡及的免責という法理を約款に導入したのが昭和63年頃であったところ、その後のドイツでは債務法改正によって、重大事由解除（特別解約権）という法理が民法に明文化された。そこでは、やはり当然のように契約解除は将来効と考えられ、また、これは保険契約にとどまらない一般の継続的契約関係すべてに及ぶものであった。

しかし、日本の場合、特に議論されることなく平成20年保険法によって、当然のように遡及的免責を伴う重大事由解除が導入された。しかし同時に、同法では犯罪免責条項も撤廃された。

しかし、重大事由解除が信頼破壊行為を遡及的免責事由としているのであるから、生命保険契約の死亡保険について、被保険者が信

頼破壊行為的な犯罪行為をしてその結果死亡したのであれば、やはり遡及的免責となる。これは生命保険契約の犯罪免責条項撤廃と相容れない。

そもそも、本研究のひとつとして明らかにしたように、重大事由解除というのは、入院保険や通院保険のように、給付事由が一人の被保険者につき何度も生じて保険金の不正取得が疑われる場合に用いられることが想定され、ドイツの判例もそのようなものであった。すなわち、大量の保険契約を締結して、本来必要であるか疑わしい入通院を繰り返す場合、保険者がそこから解放されることに実益があった。

しかし、日本では、被保険者が一人の場合には一回しか起きえない死亡保険についても、重大事由解除を遡及的免責も伴って導入した以上、結果として犯罪免責条項がまだ残っているような形となっている。

そのため、殺人行為などを実行して、結果として自分も振り返りに遭ったり逃げ遅れたりして死亡した場合、犯罪免責条項が撤廃された現在でも、重大事由解除という法理によって免責されることがあり、それは立法過程で想定されていたことができる。

(3) ほか、損害賠償請求に関する罰や抑止の面からも、保険契約を検討した。具体的には、アメリカにおける懲罰的賠償との関係である。

日本では、損害賠償請求とは、もっぱら被害者の損害を填補する制度と考えられ、そこに罰や抑止の面は考えられてこなかった。しかし、アメリカの懲罰的賠償は、そのような面が存在する。

しかし、日本では、ここ数年自己決定権という概念が登場しつつあり、実際にそれが財産的取引においても侵害と判断されるケースが続いている。くわえて、保険契約とは異なる文脈、具体的には名誉棄損における賠償において、抑止の面が損害額の認定に反映されるようになってきた。

また、アメリカの場合、保険契約者が保険者に対してどのような契約の履行を期待しているかという面から、判例の分析を行い、そこでは、そのような期待を裏切るような悪質な不法行為には懲罰的賠償が課されていることを明らかにした。

以上から導かれるのは、日本においても、保険契約において、保険金の支払という面以外に保険契約者側に一定の期待を抱かせるような契約形態では、それを慰謝料に反映してよく、そこには抑止効果も含まれてよいということである。具体的には、相続税対策で用いられた変額保険は、単に保険金の支払を期待して契約締結されるものではなく、そこに地価高騰で不相応な相続税を回避したいという期待が込められていたのであるから、その点について、慰謝料請求を認めてもよいということである。この点は、今まで財産的

取引について、財産損害が填補されれば慰謝料は不要であるという裁判例が目立つものの、逆に慰謝料を認める例もあってそれに対する基準が明確でなかった実務において、一定の基準を示すことができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 9 件)

- ① 三宅新「保険契約における入通院の定義および重複加入に対する重大事由」、金融・商事判例 2018 年 3 月増刊号保険判例の分析と展開Ⅱ (平成 24 年～平成 28 年)、査読無、1536 号、116—121 頁、2018
- ② 三宅新「生命保険契約における犯罪免責条項の撤廃及び重大事由解除によるその代替」、生命保険論集、査読無、200 号、99—149 頁、2017
- ③ 三宅新「政令数値未満の酒気帯び運転による保険者免責の可否」、ジュリスト、査読無、1507 号、127—130 頁、2017
- ④ 三宅新「授権株式数増加の条件付決議」、会社法判例百選第 3 版、査読無、218—218 頁、2016
- ⑤ 三宅新「新株発行無効判決と再審事由」、会社法判例百選第 3 版、査読無、216—216 頁、2016
- ⑥ 三宅新「基準日の設定に不備がある株主総会決議の効力」、会社法判例百選第 3 版、査読無、217—217 頁、2016
- ⑦ 三宅新「従業員株主を前列に座らせてなした総会決議」、会社法判例百選第 3 版、査読無、217—217 頁、2016
- ⑧ 三宅新「取引的不法行為における慰謝料請求権—変額保険の違法勧誘で慰謝料請求は可能か」生命保険文化センター設立 40 周年記念特別号 1、査読無、225—246 頁、2016
- ⑨ 三宅新「事故物件を媒介した民事仲立人たる宅建業者の責任」、ジュリスト、査読無、1490 号、123—126 頁、2016

[学会発表] (計 2 件)

[図書] (計 2 件)

- ① 三宅新「民法 572 条 (商法 526 条 3 項) の存在意義」、大塚龍児先生古稀記念論文集刊行委員会【編】『大塚龍児先生古稀記念 民商法の課題と展望』(信山社)、437—459 頁、2018

- ② 三宅新「民事仲立人と消費者保護—不動産売買の民事仲立を中心として」、黒沼悦郎・藤田友敬【編】『江頭憲治郎先生古稀記念 企業法の進路』(有斐閣)、557—579 頁、2017

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

三宅 新 (MIYAKE, Hajime)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：30621461

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし

(4)研究協力者 なし